

岐阜県公報

号外(四) 平成二十四年十二月四日

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

二

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十九号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三建築事務所長の部に次のように加える。

- 十九 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務
- 1 法第十条第二項(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により集約都市開発事業計画が法第五十四条第一項第一号及び第二号に掲げる基準に適合するものであることについて同意すること。
 - 2 法第五十四条第一項(法第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により低炭素建築物新築等計画の認定をすること。
 - 3 法第五十四条第三項の規定により低炭素建築物新築等計画を建築主事に通知すること。
 - 4 法第五十六条の規定により認定建築主に対し、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等の状況について報告を求めること。
 - 5 法第五十七条の規定により改善に必要な措置を命ずること。
 - 6 法第五十八条の規定により計画の認定を取り消すこと。
 - 7 法第五十九条の規定により必要な助言及び指導を行うこと。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (とき) (翌日)

平成二十四年十二月四日

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十五号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年十二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二建築事務所の表に次のように加える。

十八 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八四号）の施行事務	1 法の施行に関する事務	
--	--------------	--

附 則

この訓令は、平成二十四年十二月四日から施行する。

平成二十四年十二月四日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社